

【重要：追加の御連絡】特別便（7月25日）の搭乗にあたってのPCR検査陰性証明書の取得に関する御連絡

令和3年7月21日（総21第105号）
在デンパサール日本国総領事館

※在インドネシア日本国大使館より、以下のお知らせが発出されましたので、お知らせいたします。

※本件に関する問い合わせは、在インドネシア日本国大使館までお願いします。（HP：https://www.id.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）

在留邦人の皆様へ
当地滞在中の皆様へ
7月21日

1. 17日の領事メール（特別便の搭乗にあたってのPCR検査陰性証明書の取得に関する御連絡）でお知らせした特別便におけるPCR陰性証明書について、通常の定期便へのご搭乗の場合と同様に、日本入国のためには、PCR検査を出国前72時間以内に受検し、陰性であることを証明した新型コロナウイルス陰性証明書を取得して頂くことが必要である旨お知らせしたところです。

2. PCR陰性証明書については、その後の日本政府部内での調整の結果、入国に支障が生じないことを確実にするため、英語又はインドネシア語で記載された陰性証明書のみをお持ちの方全員に対し、当館医務官による追加書類を発行させて頂くことと致しました。つきましては、英語又はインドネシア語で記載された陰性証明書のみをお持ちの方々におかれましては、ご搭乗手続きの前に、空港の航空会社のチェックインカウンター付近で大使館職員が追加書類の発行の手続きを致します。7月25日（日）の18時45分以降に、当地医療機関等から取得した陰性証明書、パスポートを携行し、我が国の陰性証明書フォーマット（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page25_001994.html）を印刷の上、氏名、生年月日、性別、パスポート番号、結果判明日、検体採取日時等を記入した上で空港のチェックインカウンターにご来訪いただけますようお願い申し上げます。

3. 出国前のご多忙中に大変なご面倒をおかけしますが、どうかよろしくお願い申し上げます。